

2008年6月13日

本郷政治哲学研究会 『税と正義』序章要約 (児玉聡)

Liam Murphy and Thomas Nagel, *The Myth of Ownership: Tax and Justice*, OUP, 2002.

L・マーフィー、T・ネーゲル『税と正義』（伊藤恭彦訳、名古屋大学出版会、2006年）

## Preface

1998年の二人の joint seminar at NYU Law School on Justice and Tax Policy から生まれた。

(v)

Working Title は *Justice in Taxation* だった。The book is not designed just to defend a thesis:

It aims to provide an accurate guide to the issues and to the arguments on all sides. (vi)

## Introduction

資本主義経済においては、税金は、単に政府や公共サービスに対する支払いの手段であるだけではない。税金はまた、経済的・分配的正義を実行するための最も重要な手段でもある。そこで、人々の経済的自己利益がぶつかりあうだけではなく、人々がもつ正義や公正の概念がぶつかりあうことにもなる。

何が公平かについて人々の意見は一致しないが、租税政策は公平性が直接的な仕方でも問題になるものだとして広く理解されている。誰がいくら、何の目的で払うのか。控除・減免される事由は何か。税引き後の所得や各人の税額における格差は、どの程度までが正当と言えるのか。これらは、税制を通じて果たされるわれわれの相互的な義務をめぐる熱い議論が闘わされる、道徳的な問いである。

これらの問いが正義に関することは間違いないものの、表現の自由やポルノや中絶などの他の公的な問いに比べると、議論が洗練されていない。ロールズ以降の正義論が、租税政策に関してほとんど適用されていないのはなぜか。

理由その一。財政(fiscal policy)は異なる政策の経済的帰結について不確かな要素が大きいいため、正義についての意見の不一致と、帰結についての意見の不一致を区別するのが難しいという事情がある。たとえば、ある減税について正義の観点から議論する場合でも、投資や雇用や歳入に関する減税の効果を評価する必要があるため大変。それに比べると、個人の権利のような問題であれば、帰結の問題と道徳的側面を区別することはより容易である。

理由その二。上に挙げたような他の諸問題が裁判所で取り上げられる傾向にあるのに比べて、税の議論は選挙で取り上げられる傾向にあるため、前者の場合に比べてレトリックばかりで議論が煮詰められていないという事情があるだろう。

何にせよ、哲学的議論が手薄な領域であることは間違いない。本書ではその溝を埋めたいと思う。そこで、税に関する重要な諸問題を取り上げ、これまでのアプローチを批判し、われわれの結論を述べる。

政治上の議論で問題になるのは、税制のデザインに関するものが多いが、税の目的に関する大きな問いもある。国防とか治安といった公共財は最低限の目的として OK だが、教育、保健医療、交通機関、芸術などのための課税は議論になる。富の再分配とか失業者や障害者のために課税することの是非も論争になる。【課税の目的】

課税の形態も問題になる。個人に課税するか法人に課税するか、消費税のように経済的取引に課税するか。課税ベースは、土地や財産(などの静的な資源)か資源の流れか、後者なら所得(入る方)か消費(出る方)か。贈与や相続などの親族内の資金の移転はどうか。【課税の対象】

何に課税しないかも重要。課税されないレベルの所得額があるとすれば、それはいくらまでか。控除を受ける支出の種類は何か。適度な累進性はどのくらいか。既婚・独身などの納税者の属性で、課税のさいに考慮すべきなのはどのような属性か。【税額控除に関して諸々】

最後に、「大きな政府」に対する一般的な反論がある。これは、《自由市場経済への参加を通じて人々が得た資源は、どのように使おうとその人の勝手だから課税するな》という考え方である。いろいろな目的のために税金を用いようとするならば、この考え方を論駁しなければならない。【リバタリアンの思考への応答】

課税の問題は国レベルでも州レベルでも生じる。関税とか免許料(**license fees**)とか高速道路使用料とか宝くじとか債権(**borrowing**)とかも考えると複雑になるので、省略する。生産手段の公的所有が行われていない非社会主義的経済においては、税金(税収入)と歳出こそが経済的正義の議論の焦点である。

本書では、政治哲学・社会哲学の論争が租税制度にどういう含意があるかを考える。政治哲学・社会哲学の論争は、民主国家が市民に対してどのような権利と義務を持つか、また市民が国家と同胞に対してどういう権利と義務を持つかを明らかにする試みをめぐって生じているといえる。

立憲民主主義国家(**limited democratic government**)は、個人に一定の制約を課す一方で、他の領域では個人に自由を与え、積極的・消極的な利益を提供する。国家は、治安、保育、公教育、年金といった利益を提供するために、制約(というか負担 **constraints**)を課す。課税に関する意見の不一致の根底には、政府による利益と負担に関する正当な範囲はどこまでかとか、個人の権利の範囲はどこまでかといった事柄に関する意見の不一致があるのかも。要するに、その根底には、われわれが共有する制度を通じて、われわれがお互いに課す集合的権力の範囲と限界についての意見の不一致があるかも、ということだ。

政府の役割は防衛や治安の維持に尽きるわけではないというところまでは、みな意見は一致する。だが、どこまでが政府の役割かについては、意見が一致しない。民間の活動だけでは保証できない 100%の識字率や、環境保護といった積極的公共財(**positive public goods**)は、政府の介入が必要であることはほとんどの人が認めるだろう。最も論争になるのは、社会経済的格差は正義に反するなどの理由で、政府が恵まれない人に資源を多めに提供する場合である。

論争の大半は、市場経済によって生み出された結果の正義・不正義をめぐるものである。自分の稼ぎを保有する権利の、道徳的基礎は何なのか？ 経済活動の大半が民間のもので政府が民主的である場合、こうした問いが論争になる現場は、租税政策なのである。

われわれは市場経済に参加する私人であるとともに、政治を通じて民主的プロセスに参加する市民でもある。だから、安定した見解に到達するには、社会正義と政治的正統性(legitimacy)についての確信と個人的動機とを調停する必要がある。たとえば、ある減税について賛成／反対するとき、われわれは自分自身の財布への影響とともに、より広い社会的・経済的影響を考えるだろう。民主政治における私的・公的動機を調停することは、租税の正義論において重要な要素である。【私的利益と公的利益の一致・不一致、動機の問題】

伝統的な租税政策の研究においては、評価的な(規範的な)問題はどのように扱われてきたか。租税制度の評価のために、いくつかの概念が用いられてきた。垂直的公平(vertical equity)、水平的公平(horizontal equity)、応益原則(benefit principle)、均等犠牲(equal sacrifice)、応能原則(ability to pay)など。われわれは、租税政策の規範的評価のためにはこれらの概念では不十分だと論じる。

われわれの議論に通底する一大テーマは、こうである。「私的財産(private property)というのは、部分的には租税制度によって定義される法的な慣習(legal convention)である。したがって、租税制度を評価するさいに、租税制度とは独立に存在し、正当性を持つものとして私的財産を理解して、租税制度が私的財産にもたらす影響によって評価しようとしてもだめである」。【ベントムなら、慣習ではなく legal fiction というところ】

財産が慣習的性質を持つことは忘れられやすい。われわれは所有権(property rights)の獲得、交換、移転をきっちりと定めている法制度のもとに生まれてくるので、所有(ownership)は世界で最も自然なもののように考えがちである。しかし、給料を稼いだり、家を所有したり、口座を開いたりというような経済活動は、租税によって維持される政府なくしてはありえない。これは、租税については評価できないというのではなく、評価の対象は租税によって実現される所有権の制度でなくてはならないということだ。政府の干渉以前に存在する、所持物の原初の割り当てなどというものが所与として存在すると想定することはできない。【=所有の神話】

広く流布している慣習は、(内面化されてその慣習性が見えなくなり)自然法のように見えてくるもので、評価される対象というよりも、評価するための基準と見なされがちである。所有権がその最たるもの。南北戦争前の米国南部では、奴隷の輸入を禁じる措置や、逃亡中の奴隷を手伝ってカナダへ逃がしてやるといった行為は所有権の侵害だと考えられた。だが、奴隷の所有(権)は米国憲法によって保護された法的創造物(legal creation)であり、奴隷への干渉が正義に反するかどうかは、制度そのものが正義に反するかどうかと切り離すことはできない。

別の例で言えば、男性と女性の異なる性役割に関する慣習が挙げられる。こうした慣習を評価するさいに注意すべきなのは、実はこういう慣習を内面化したさいの心理的結果にすぎないもの(→直観)を、あたかも「自然的」な権利や規範として正当化理由に用いてはならないということ

である。女性がいつも男性に従属させられている社会では、「従順さ」は女性の自然的な特徴であり女性の徳であると感じられるようになり、翻ってこれが男性支配を正当化するための理由(女性は本性的に従順だから、男性に従属すべきだ)として用いられることになる。アリストテレスはこのやり方で、ある制度の結果をその自然的基礎と取り違えて、一部の人々は本性的に奴隷であるから奴隷として扱われるべきだと論じた。これは循環論法である。【直観による正当化の批判】

租税や財産の場合、事態はより複雑で、またより不条理な議論もまかりとおる場合がある。所有権は実際には慣習によって定義されたものであるものなのに、それを自然的な権原(entitlement)と感じることにより、現状を自明なものと考え、保守的になることがある。あるいは、現制度を自然的な所有権の侵害としてラディカルに批判することもありうる。一だが、この「自然的」権利は制度そのものによって生み出されたものを誤って理解したものにすぎないのである。税引き前の所得に対する所有権をベースライン(基準)にして、税制を評価することは不当である。というのは、税引き前の所得というものはすでに、租税制度の産物だからである。ある経済体制を正当化したり批判したりするさいに、じつはその帰結の一つである事柄を独立の規範として用いることはできない。【制度の内部と外部の混同】

今述べたことは自明なことだが、忘れやすいのでくれぐれも注意しなければならない。所有権の制度や租税制度を評価するには、個人の自由、お互いに対する義務、集合的責任、個人的責任といった倫理的問題に取り組む必要がある。所有権は議論の出発点ではなく、その結論であることに注意せよ。

本書では基本的に米国の連邦制度における個人の税制を例にとって租税制度の理論的問題を検討する。

本書の構成は以下である。第二章と第三章では一般的原則について論じる。第二章は租税論の研究者が論じてきた内容(租税の公平性を評価するための諸基準)、第三章は哲学者が論じてきた内容(社会的・政治的・経済的正義の議論と租税制度に対するその含意)を検討する。第四章では、租税の二大機能(公共財の提供と富の再分配を区別して検討する。第五章から第七章では、それぞれ、課税ベース(何に課税されるべきか)、累進課税の是非と程度、相続税について論じる。第八章では、一部の人々によって差別的な課税と批判される形態の租税について(婚姻を例にとって)論じる。本書ではさまざまな立場を紹介するが、自分たちがどの立場に共感しているかも隠さずに論じる。結論では自分たちの立場をまとめて、実践的提言を行う。